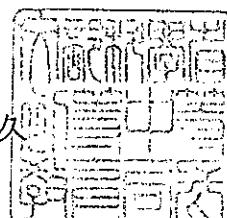


30文科初第1313号  
平成30年12月26日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別  
区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長  
附属高等学校、中等教育学校及び特別支援学校  
(高等部を置くものに限る。)を置く各国立大学法人学長  
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長  
高等専門学校を設置する各公立大学法人の理事長  
高等専門学校を設置する地方公共団体の長  
高等専門学校を設置する各学校法人の理事長  
厚生労働省社会・援護局長 殿

文部科学省初等中等教育局长  
永山賀久

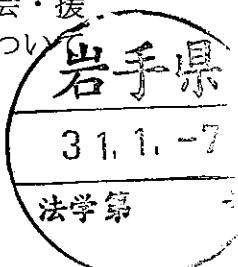


(印影印刷)

### 「高校生のための学びの基礎診断」の認定について（通知）

この度、文部科学省では、外部有識者による審査委員会の審査を経て、「高校生のための学びの基礎診断（以下、「基礎診断」と言う。）の第1回認定を行いましたので、お知らせします。認定した「基礎診断」測定ツールは、9つの民間事業者等から申請のあった25の測定ツールとなります。「基礎診断」は、高大接続改革における高校教育改革の重要な施策であり、高校生に求められる「基礎学力の確実な習得」と「学習意欲の喚起」を図ることを目的としています。「基礎診断」は、本年3月に制度化したものであり、国語、数学、英語の3教科を対象としています。民間事業者において創意工夫を凝らした多数の測定ツールが開発・提供され、これを学校現場で積極的に利活用することにより、生徒の基礎学力の定着や学習意欲の喚起を促すPDCAサイクルの構築・確立が促進されることが期待されます。

各都道府県教育委員会におかれましては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれましては、所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれましては、所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国立大学法人学長、附属学校を置く各公立大学法人学長、独立行政法人国立高等専門学校機構理事長並びに高等専門学校を設置する各公立大学法人の理事長、地方公共団体の長及び各学校法人の理事長におかれましては、その管下の学校に対して、厚生労働省社会・援護局長におかれましては、所管の高等専修学校に対して、「基礎診断」の認定について十分周知していただきますようよろしくお願いします。



なお、各認定ツールには、審査委員会から改善を望む「指摘事項」が付されていますので、各認定ツールの利活用の検討に当たり、併せて御参照ください。

さらに、今回の認定基準は、制度を早期かつ円滑に導入するための審査基準であり、今回の認定申請及び審査は現行の高等学校学習指導要領の下で行ったところですが、新学習指導要領において、各教科・科目等で育成することを目指す資質・能力が明確化されたことを踏まえ、各測定ツールについても、これに対応する形で見直しに向けた検討を開始するよう事業者に通知しましたので、併せてお知らせします。

また、本制度に関するQ&Aを追加（「1. 趣旨・目的」参照）したほか、今後も隨時、更新等行なっていきますので、御承知置きください。

最後に、「基礎診断」は、高校における多様な学習成果を測定するツールの一つであり、今回認定したツールを利活用するかどうかは、各設置者及び学校の判断になりますが、高校教育の質の確保・向上の観点から、高校生に対して、基礎学力の定着や学習意欲の喚起を促すP D C Aサイクルの構築・確立に向けた取組を進めていただきますようよろしくお願いします。

(参考) 「高校生のための学びの基礎診断」に関する文部科学省ホームページURL

- 「高校生のための学びの基礎診断」トップページ  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kaikaku/1393878.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/1393878.htm)
- 「高校生のための学びの基礎診断」認定ツール一覧・概要等  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kaikaku/1411945.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kaikaku/1411945.htm)

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局

参事官（高等学校担当）付

電話：03-5253-4111（内線2338）